

第188回 山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和5年8月31日（木）13時30分～15時00分
- 2 場 所 山形県自治会館2階 201会議室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 阿部委員、伊藤委員、柴田委員、吉田委員、渡邊委員、渡辺委員、前島
[藤田]委員、山本[鈴木]委員、鈴木[清野]委員、加賀委員、齋藤委員、
長谷川委員、丹野委員
[]：第2号委員代理出席者
13名
- 欠席委員 青柳委員、板垣委員、戸邊委員、石谷委員、佐藤委員、鈴木委員、阿部
委員、奥山委員、高橋委員
9名
- 5 事務局報告
- ・オンライン併用開催の留意事項を説明
 - ・配布資料について説明
 - ・本審議会が開会要件を満たしていることを報告（委員22名中、出席者13名）
 - ・山形県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、吉田会長に議長を依頼
- 6 議 事

（議 長）

それでは、議事に入ります。

本日の審議会は、公開といたします。

本日の議事録署名人2名を私から指名いたします。伊藤精司委員、柴田桂委員、以上の両委員をお願いいたします。

今回、本審議会に付議されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり、2案件でございます。付議事項について当局の説明をお願いいたします。

（森谷県土整備部次長）

県土整備部次長の森谷でございます。

本日は、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。知事が所用で出席できませんので、知事に代わって本審議会に付議する案件について御説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。本日の案件は2案件でございます。1件目は議第1号「鶴岡都市計画区域、余目都市計画区域及び三川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、2件目は議第2号「鶴岡都市計画道路の変更」でございます。

議第1号「鶴岡都市計画区域、余目都市計画区域及び三川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」は、都市計画基礎調査等の結果を受けて、基準年次、目標年次及び都市づくりの方針と取組方向等を更新するものでございます。

議第2号「鶴岡都市計画道路の変更」は、市中心部を南北に縦断する都市計画道路どうがたこがねせん道形黄金線及びこれと交差する都市計画道路がびきょうとようらせん蛾眉橋豊浦線について、都市交通の円滑化等を図るために、幅員等を変更するものでございます。

それぞれの内容の詳細及び縦覧結果等につきましては、事務局より御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

(議長)

それでは、審議に移ります。

議第1号「鶴岡都市計画区域、余目都市計画区域及び三川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により、都市計画課 井上課長が説明)

(議長)

ありがとうございました。

ただいま説明のあった案件について、御意見、御質疑はございませんか。

(阿部委員)

基本的な質問になりますが、マスタープランは市町村ごとに作っているものになると思います。今回、鶴岡都市計画区域、余目都市計画区域及び三川都市計画区域の広域のマスタープランということで、概ね10年間という期間で設定しておりますが、マスタープランの有効期限はどれくらいで想定しているものか、教えていただきたいと思います。

(議長)

事務局の説明にあったとおり、10年を基本として、現状のデータを整備しながら、というのが原則となっておりますので、随時、社会情勢の変化に応じて見直しをかけ

ているというものになります。

そして、今回の都市計画区域マスタープランは県が定めるものとなります。これから、これに基づいて市町村マスタープランの見直しを行うところもあるかと思えます。

(阿部委員)

私たち不動産業の立場からも、団塊の世代の方が70代という年代に入ってきて、高齢化や人口減少が進んできて、それもものすごいスピードでここ5年間くらい進んできているということを実感しております。鶴岡市が行っている空き家の実態調査等では、数字として定かではないのですが、おおよそ年間200棟から300棟前後の空き家が、最近ではその倍くらいになっております。とにかく、団塊の世代の方が控えていることに伴って、このペースで進むと、予想以上に空き家・空き地問題が深刻化し、現場の対応が追い付いていない。

そう考えると、10年というのは少し長いような気がするということを、意見として申し上げたいと思います。そういったところを、県の指導で、各自治体・市町村に対して、もう少しスパンを短くして、現場に即したものにしていきたい。マスタープランを今回策定しますけども、現場はもっと速いスピードで動いているということも申し上げさせていただいて、意見とさせていただきます。

(事務局)

マスタープランにおいては、都市の構造というものをしっかり把握するためのデータが必要であります。そのため、5年毎の国勢調査のデータを基に少子高齢化や人口の動態などを把握していくこととなっております。

人口や社会情勢の変化はかなり早まっていくというのは想定されますが、国勢調査をベースとしておりますので、計画に際しましては10年を基本としております。

(阿部委員)

是非、計画期間の見直しについて、お願いしたいと思えます。

(議長)

市町村では、やはり危機意識が違うと思えます。それこそ、5年に1度の国勢調査を踏まえながら、更新等検討するということも出てくると思えますが、いずれにしても、委員の御指摘の通り、変化の方が早いということもありますので、この点は留意するといった形で進めていただければと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

(加賀委員)

説明の最後に経緯及び今後の予定ということで示していただいておりますが、7月21日から8月4日まで都市計画変更案の公告・縦覧を行っており、説明の中では縦覧者無しという報告でした。

これは以前にも思ったのですが、周知の方法をどういう風にされているのでしょうか。色々な媒体がある中で、周知の方法も変わってきていると思いますが、住民の方々は本当に問題ないと考えて縦覧をしないのか、興味がないのか、こういったことをやっているというのを全く知らないのか。どういう理由で縦覧者が無かったのか分かりませんが、地域のことですから、是非住民の皆様には関心を持って、何らかの形で縦覧していただく状況があっても良いと思っています。

周知というのはどのように行っているのか、個々の地域によらず、同じような周知の方法でやっていると思いますので、それを教えていただければと思います。

(事務局)

今回の計画変更にあたり、住民説明会を開催させていただいております。

開催に際しましては、市町村と連携して広報や県のホームページなどでお知らせをしておりますが、実際に来られた方は3名という状況となっております。やはり、公告・縦覧よりも、説明会の方が、住民の方々も直接意見を述べやすいですし、私どもも色々な意見を頂戴することができるため、大変有意義な場と考えておりますが、なかなか参加者が集まらないという現状であります。ただ、事前に電話で意見を述べられた方などもいらっしゃるということも鶴岡市から聞いております。

これまで縦覧については、役所に都市計画図書の原本を備え付けて、住民の方が来るのを待つというような状況でしたけれども、この度、令和5年7月に国土交通省の都市計画運用指針の改定がありまして、縦覧にあたっては、インターネットに情報を掲載し、オンライン上で閲覧可能にすべきであるということが示されました。私どもとしても、今後はホームページで縦覧するといった対応も検討していきたいと考えております。

(加賀委員)

同じような課題意識を持っているということで、今、事務局からご説明あったとおり、やはり時代に合った状況の中で、少しでも住民説明会や縦覧に関係する地域の人に何とか来てもらうように取り組んでいただければと思います。

インターネット上にアップするという運用の改定を活かしていただけると、皆さんが役所に行かなくても、説明会に行かなくても、必要な情報が確認できるという方法があり、それで確認できれば良いという人が多いとすれば、それで十分だと思いますので、是非そういった方向で取り組んでいただければと思います。同じような課題意識だと思いますので、よろしくをお願いします。

(議長)

ほかに。はい、お願いします。

(山本[鈴木]委員)

今回の都市計画区域マスタープランの変更は、鶴岡・余目・三川と3区域のマスター

プランの変更ということで、3枚目のペーパーの中に「広域拠点」は鶴岡の市街地、「地域拠点」は旧藤島、旧温海、旧余目の市街地となっていますが、三川はなっていない。「地域拠点」というのはどのような考え方を元に決められているのか教えていただきたいと思います。これを見たときに、三川町の住民の方々はどう思われるのかなというのがちょっと気になったので、その辺を教えていただきたいと思います。

(事務局)

土地利用に関する拠点の考え方ですが、「地域拠点」というのは用途地域を基本としております。三川町に関しましては、用途地域を指定しておりませんので、「地域拠点」としての位置付けはしていないこととしております。

(議長)

「地域拠点」は、今回のマスタープランの変更に際し、新たな取り組みと聞いております。都市計画の考え方として、今回「地域拠点」を定めるにあたりましては、三川町は用途地域を定めていないので拠点として位置付けはしていないという考え方でした。今回初めてこうした方式を取ったということですが、いかがでしょうか。

(山本[鈴木]委員)

了解いたしました。

(議長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(渡辺委員)

図-1のマスタープランと都市計画の関係について御教示いただきたいのですが、今回の庄内南部圏域マスタープランというのは、ピンクの色がついた都市計画区域マスタープランのところに当たると思います。

今回これが策定されますと、それが上位計画になって、県が定める都市計画や市町村のマスタープランや都市計画の参考にされるわけですが、県が定める都市計画というのは、従来通りの鶴岡とか余目とか、その都市計画を予定しているのですか。

(事務局)

御指摘のとおり、今回の都市計画区域マスタープランは、図-1の赤で塗られている部分です。それぞれの3区域の都市計画区域マスタープランとして都市計画法上に定められているものでございます。広域的な観点から3区域の都市計画区域マスタープランを一つに束ね、圏域という形で表現しております。このマスタープランに即して、県が定める都市計画、都市施設で申しますと県道の都市計画ですとか、そういったものを県の方で都市計画決定していくものとなっております。

市町に関しましては、県の今回の都市計画区域マスタープランに即し、市町の方で

独自で地域ごとにマスタープランを作り、それに即して市町は市道等の計画決定や用途地域の設定といった都市計画を定めていくこととなります。

(渡辺委員)

わかりました。

今回圏域と言っている三川と鶴岡と庄内というエリアを束ねる行政組織は実質的でないわけですが、その場合、市町村のマスタープランや都市計画によって、この3つの地域の間行政の連携や利害関係の調整などをどのように行うのでしょうか。

(事務局)

広域的な調整につきましては、県の方で窓口になってやっていくこととなります。

(渡辺委員)

わかりました。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(柴田委員)

基本的なことになりますが、区域区分の決定の有無の方針では、鶴岡だけ市街化区域と市街化調整区域がありますが、今の段階で人口が12万人となっています。

基本的に、市街化区域・市街化調整区域という区域区分の考え方は、10万人いるかないかが一つのポイントと認識していますが、10年以内に人口が10万人を切ってしまった場合はどうなっていくのでしょうか。

これは、鶴岡市だけではなく、今どこにでも起こりえる問題だと思います。

(議長)

資料の1ページ右上に人口の推移がありまして、青い棒グラフは鶴岡都市計画区域内の人口の推移を示しておりますが、非常に安定的に推移しております。これは、この区域の都市計画がちゃんと機能しているということの一つの指標、証になっております。いずれ将来は人口が減るという国の見通しもございますけれど、これまで都市計画区域内の人口は安定的に推移しておりますので、これを基本に、今後は都市計画を広域連携して進めていきたいという考えだと思います。

委員御指摘の通り、今後どうなっていくのでしょうかという見方もあろうと思いますが、現状はこのようにうまく推移しているということで、御理解いただければと思います。

(事務局)

現状の鶴岡都市計画区域は、都市の集積や人口の集積という点でいけば機能してい

るという状況でございます。ただ、人口が減っていけば、都市計画区域内の人口も減っていくというような懸念があると思います。人口減少の中にあつたとしても、区域区分をしっかりと定めたいと、その中でコンパクトな都市を作っていくというのが基本的な考え方とっております。

(柴田委員)

今後どうなっていくのかなという疑問の確認でした。

(議長)

鶴岡市は、立地適正化計画というものを策定しておりまして、市街化区域の中に更にまちの形をはっきりと描いております。そういった点では、今後人口減少が進んでいくなかでもコンパクトシティの形成に向けてしっかりと準備できていると考えております。

はい、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ほかに質疑がないようですので、これより採決いたします。本日の審議会における表決は挙手の方法によりたいと思いますので、WEBで参加の皆様も挙手をお願いします。

議第1号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(議長)

挙手全員でございますので、本案については原案のとおり可決いたしました。

(議長)

続きまして、議第2号「鶴岡都市計画道路の変更」について議題に供します。事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により都市計画課井上課長が説明)

(議長)

ただいま説明のあつた案件につきまして、御意見、御質疑はございませんか。

(齋藤委員)

現状の課題というものは、もう少し前から分かっていたことのように思いますが、今回の変更に至った背景や、これが現在に至って変更となった理由をお聞かせ願います。

(事務局)

議第2号の説明資料の3ページをご覧ください。

南側の青色の区間が現在整備をしている箇所になります。このまま進みますと、おおよそ2、3年後には概ね完成が見えてくるという状況でございます。

次なる課題として、北側につきまして、現状は歩道空間もないといったところで、周辺には中高一貫校の開校が予定されているということもありまして、事業化への方向性もにらみながら、今回都市計画の変更をしたいということでございます。

(齋藤委員)

承知しました。

開校というのは、もう少し前から分かっていたことですし、開校してから整備が終わるまでもタイムラグがあるかと思われまますので、この間の交通における危険箇所対策等は整備完了前に生じてしまう可能性があるかと思うので、別の観点での対策というの必要なのかなと思います。

事業のスケジュール感からいって仕方がないこととは思いますが、同時的に行うのも一つの方法としてあったのではないかなと思いましたが、この辺も検討していただければと思います。

(議 長)

はい、ありがとうございました。

例えば、通学路としてこれから使われていくのに、整備が完了していない状況が想定されるので、その点は十分留意いただければと思います。

(事務局)

今後の事業着手、着工というのはまた別の話にはなりますけれども、その際には、地元の方とも連携しながら、工事の方は進めていきたいと考えております。

(議 長)

はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

では、ほかに御意見がないようですので、これにより採決いたします。

議第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございますので、本案については原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本審議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたしますと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思ひます。
委員の皆様におかれましては、終始慎重な御審議をありがとうございました。
これもちまして、本日の審議を終了いたします。

(終了 15時00分)

令和5年8月31日